

# 訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る揭示

2024 年度診療報酬改定で、オンライン資格確認等システムが導入されることを踏まえ、当ステーションでは初回訪問時等に利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用し、訪問看護に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供を目指しています。

## [対象者]

医療保険で訪問看護(訪問看護療養費)を算定している方が対象です。

## [算定要件]

当ステーションは地方厚生局長等に届け出を行い、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、訪問看護医療 DX 情報活用加算として、月 1 回に限り、50 円を所定額に加算します。

## [訪問看護医療 DX 情報活用加算の施設基準]

これに係る施設基準は以下の通りです。

- 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- 健康保険法第3条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に揭示していること。具体的には次に掲げる事項を揭示していること。
  - 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している訪問看護ステーションであること。
  - マイナ保険証の利用を推進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいる訪問看護ステーションであること。
- 施設基準3 の揭示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 7 月 1 日

社会福祉法人みぎわ会

ゆくはし訪問看護ステーション

管理者 岩吉 浩平